

二反野地区メガソーラー建設計画等調査特別委員会の設置に関する決議案

(委員会の設置)

- 1 本町議会に二反野地区メガソーラー建設計画等調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

- 2 二反野地区民及び綾町民の安心・安全な暮らしを確保するため、必要な事項について調査等を行うことを目的とする。

(委員の定数)

- 3 本委員会の定数は 10 名とする。

(委員長及び副委員長)

- 4 本特別委員会に、委員長及び副委員長 1 名を置く。また、委員長及び副委員長は委員会において互選する。

(所管事項)

- 5 本特別委員会の所管事項は、次のとおりとする。
 - (1) 大規模太陽光発電所建設計画等に関する事項について
 - (2) 建設予定地区及び綾町民に関する事項について

(閉会中の継続審査)

- 6 本特別委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が調査終了を議決するまで継続する。

以上、決議する。

令和元年 8 月 8 日
綾 町 議 会

